

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営統治の重要な機能と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性を確保し、企業価値の最大化を図ることを基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社インバウンドインベストメント	18,256,000	49.25
祢津 久男	1,085,700	2.93
カブドットコム証券株式会社	513,900	1.39
株式会社エスネット	509,000	1.37
極東ホールディングス株式会社	500,000	1.35
有限会社レアリア・インベストメント	446,300	1.20
株式会社SBI証券	427,400	1.16
上島 規男	350,000	0.94
INTERACTIVE BROKERS LLC	308,100	0.83
楽天証券株式会社	304,100	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	合同会社インバウンドインベストメント (非上場)
--------	--------------------------

補足説明 更新

・大株主の状況について、平成31年1月25日に開催した臨時株主総会のために設定した基準日(平成30年12月7日)に基づく株主名簿による記載をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

将来的に支配株主との取引が発生する場合に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は公開買付けの結果、合同会社インバウンドインVESTメントを親会社としており、同社の株式を半数所有する株主であるETモバイルジャパンが持つノウハウの共有によるシナジー効果を発揮しながら成長発展し、企業価値の向上に努めることとしております。なお、経営および事業活動を行う上で、独立性は確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田 孝昭	税理士											
清水 洋一郎	他の会社の出身者											
垣花 直樹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 孝昭		_____	多数の企業経営者として豊富な経験・知識を持つとともに、税理士業務や内部統制業務にも精通しており、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任したものです。
清水 洋一郎		_____	企業経営者として豊富な経験・知識を持つことから、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任したものです。

垣花 直樹		_____	企業経営者として豊富な経験・知識を持つとともに、上場企業の監査役を務めており、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任したものです。
-------	--	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換を行っております。

また、監査役は、内部監査部門より定期的に内部監査の実施状況についての報告を受け、会社の内部統制の状況について把握するとともに内部監査部門と意見交換を行い、必要に応じて内部監査部門に対して助言をすること等により連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒田 清行	その他													
坂本 恭一	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 清行	○	当社との取引等の利害関係や当社の他の役員との相関性のある利害関係はございません。	一級建築士として建築・設計関係の監視機能を強化できるものと判断したため、選任したものです。

坂本 恭一		長年にわたる不動産業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を元に、取締役会のコーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営に対して適切な監督及び助言をいただけるものと考え選任しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

インセンティブ報酬等の導入について、そのメリット・デメリットを踏まえ総合的に検討した結果、現時点においては導入による十分な効果が期待できると判断するに至っていないためであります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書及び事業報告に取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートは管理本部総務課が行っております。管理本部総務課では、取締役会での意見交換及び決議が円滑にできるように取締役会の議案を社外取締役(社外監査役)に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 取締役会
取締役会は、取締役4名(うち社外取締役3名)によって構成されており、原則として月1回開催とし、必要に応じ随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款及び取締役会規程の定めるところにより、会社の経営方針ならびに業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会がより専門性を高め、実効ある監督機能を発揮する機関になるべく、外部より有識者(弁護士等)をアドバイザーとして取締役会に招き、各種法令順守の体制整備等について必要に応じて意見を頂いております。
- 監査役及び監査役会
監査役3名(うち常勤監査役1名)の体制で、原則として月1回監査役会、さらに必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者や会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、各監査役は毎回の取締役会に出席し独立性の高い第三者的観点から意見を述べており、意思決定や業務執行に対して適正な監査が確保されるものと考えております。
- 内部監査

代表取締役社長の直接の指示のもと内部監査室(1名)が、内部監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をはじめとする業務執行部門の全般にわたり内部監査を実施し、内部監査を会社における不祥事及び誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。監査結果は直接代表取締役社長に書面にて報告されており、監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

4. 会計監査

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を三優監査法人与締結し監査を実施しております。なお、同監査法人、及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役3名、社外監査役2名を選任することにより、多角的な視点からの意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、社外監査役による取締役の業務執行に対する監査機能により、業務執行に対してガバナンスが機能されることから現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。第20回定時株主総会開催日は、2018年6月21日(木)に開催しました。
その他	株主総会におきまして、事業報告に加え、今後の経営施策について説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、IRポリシーの中で、株主や投資家の皆様に対する情報開示の「基本方針」を定めています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催し、業績及び今後の事業方針について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種適時開示資料、決算短信(四半期含む)、有価証券報告書(四半期含む)、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務課が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全てのステークホルダーに対して、開示すべき全ての情報についてタイムリーディスクローズを実施することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(業務の適正を確保するための体制の概要)

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。

(2) コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、さらには社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。

(3) 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。

(2) 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。

(2) 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。

(3) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。

(2) 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。

(2) 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。

(3) 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。

(2) 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。

(3) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を

排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、重要事実に係る情報の管理等について、「情報セキュリティ管理規程」及び「内部者取引管理規程」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社に係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。

重要な経営情報の適時開示にあたっては、取締役会での協議等及び社長の決定ののち、東京証券取引所、自社ホームページ等を通じて公開しております。

情報の取扱いについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各組織の長が当該組織に係る経営情報の管理を行っております。その際、適時開示規則に照らし開示義務がない情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合等には、開示することがあります。

なお、公表前の重要事実の取扱いについては、「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理を徹底しております。

今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただくなどしながら、より効率性、透明性の高い経営体制を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取組みを行ってまいります。

